

○磐田市物品製造等契約に係る入札参加停止等措置要綱

平成23年 3月24日告示第55号

改正

平成26年 3月24日告示第47号

平成30年 3月28日告示第123号

令和元年 5月27日告示第22号

令和 2年 5月28日告示第241号

磐田市物品製造等契約に係る入札参加停止等措置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市が発注する物品の製造、購入、修繕、売払い、業務委託（建設業関連業務を除く。）、賃貸借（土地又は建物の賃貸借を除く。）又は役務の提供（以下「市物品製造等」という。）の適正な履行を確保するため、物品製造等入札参加資格者名簿に登載された者（以下「有資格業者」という。）が市物品製造等又は静岡県内における物品製造等に関して事故、贈賄、不正行為等を起こした場合における入札参加停止等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表第1及び別表第2に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者の入札参加停止を行うものとする。この場合において、入札執行者は、当該入札参加停止に係る有資格業者を入札に参加させてはならない。

(指名停止)

第3条 市長が前条に規定する入札参加停止を行ったときは、入札執行者は、市物品製造等の契約のための指名競争入札又は随意契約を行う場合、当該入札参加停止に係る有資格業者を指名してはならない。

(入札参加停止の期間の特例)

第4条 有資格業者がいずれかの事案により別表第1及び別表第2の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって入札参加停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当する場合の入札参加停止の期間の短期は、

別表第1及び別表第2に定める短期の2倍（当初の入札参加停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1又は別表第2の措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（入札参加停止の期間中を含む。）に、別表第1又は別表第2の措置要件に該当したとき。

(2) 前号に規定する場合を除くほか、別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に該当したとき。

3 市長は、有資格業者に情状酌量すべき特別の事由があることにより、別表第1及び別表第2、前2項及び次条第1号から第3号までの規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者に極めて悪質な事由があること又は極めて重大な結果を生じさせたことにより、別表第1及び別表第2並びに第1項の規定による長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36月を超える場合は36月）まで延長することができる。

5 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者に、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表第1及び別表第2並びに前各項及び次条に定める期間の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。この場合において、極めて悪質な事由が明らかになった場合において別表第2第5号及び第7号に該当し、かつ、当初の入札参加停止期間が満了しているときは、当初の入札参加停止期間を変更したと想定した場合の期間から当初の入札参加停止期間を控除した期間をもって、新たに入札参加停止を行うことができる。

6 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者が、その原因となった事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者について入札参加停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止の期間の特例）

第5条 市長は、第2条の規定により入札参加停止を行う場合は、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」

という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当したときは、入札参加停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は市職員が談合（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第2項に規定する行為をいう。以下同じ。）があると疑うに足りる事実を得た場合において、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず当該事案について別表第2第5号又は第7号に該当したときは、当該各号に定める短期を2倍とする。
- (2) 前号に規定する場合を除くほか、別表第2第4号から第7号までに該当する有資格業者（役員又は使用人を含む。）が、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害（刑法第96条の6第1項に規定する行為をいう。以下同じ。）若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったときは、当該各号に定める短期を2倍とする。
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者が、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったときは、当該各号に定める短期を2倍とする。
- (4) 前3号の規定に該当することとなった場合を除くほか、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく市長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合において、当該関与行為に関し、別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- (5) 第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除くほか、市又は他の公共機関の職員が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合において、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号又は第7号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(報告)

第6条 市物品製造等を施行する担当課長（以下「物品等担当課長」という。）は、所管する市物品製造等について別表第1の措置要件に該当する事実又はその疑いがあると認めるときは、速やかに事故等発生報告書（様式第1号）により契約担当課長に報告し

なければならない。

- 2 物品等担当課長は、静岡県内の物品製造等における市物品製造等以外のもの（以下「一般物品製造等」という。）について別表第1の措置要件に該当する事実若しくはその疑いがあると認めるとき、又は市物品製造等の契約について同表の措置要件に該当する事実若しくはその疑いがあると認めるときは、速やかに前項の報告書により契約担当課長に報告しなければならない。
- 3 物品等担当課長は、別表第2の措置要件に該当する事実又はその疑いがあると認めるときは、速やかに贈賄、不正行為等発生報告書（様式第2号）により契約担当課長に報告しなければならない。
- 4 物品等担当課長は、第4条第5項の入札参加停止期間の変更及び同条第6項の入札参加停止の解除に該当する事実があると認めるときは、速やかに入札参加停止期間変更（入札参加停止解除）事由発生報告書（様式第3号）により契約担当課長に報告しなければならない。

（審査）

第7条 契約担当課長は、前条の報告書を受理したときは、速やかにこれを審査し、その結果を市長に報告するものとする。

（入札参加停止等の通知）

第8条 市長は、第2条に規定する入札参加停止、第4条第5項の規定による入札参加停止の期間の変更又は同条第6項の規定による入札参加停止の解除をしたときは、当該有資格業者に対し遅滞なく入札参加停止通知書（様式第4号）、入札参加停止期間変更通知書（様式第5号）又は入札参加停止解除通知書（様式第6号）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により入札参加停止の通知をする場合において、当該入札参加停止の事由が市物品製造等に関するものであるときは、必要に応じ当該有資格業者から改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第9条 物品等担当課長は、入札参加停止の期間中にある有資格業者を市物品製造等に係る随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときはこの限りでない。

(入札参加停止に至らない事由に関する措置)

第10条 市長は、有資格者に関し別表第1及び別表第2の措置要件のいずれかに類する事由が発生した場合において、入札参加停止を行わないときは、必要に応じて当該有資格者に対し書面又は口頭により警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日告示第47号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日告示第123号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和元年5月27日告示第22号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年5月28日告示第241号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

市内において生じた事故等に基づく措置基準

区分	措置要件	期間
虚偽記載	1 市物品製造等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、市物品製造等の契約の相手方として不適當であると認めるとき。	認定をした日から 1月以上6月以内
過失による 粗雑物品の 購入等	2 市物品製造等にあたり、過失により物品製造等を粗雑にしたと認めるとき（目的物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）の程度が軽微であると認めるときを除く。）。	認定をした日から 1月以上6月以内
	3 一般物品製造等にあたり、過失により物品製造等を粗雑にした場合において、契約不適合の程度が重大であると認めるとき。	認定をした日から 1月以上3月以内
契約違反	4 第1号に規定する場合を除くほか、市物品製造等にあたり、契約に違反し、市物品製造等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	認定をした日から 2週間以上4月以内

安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故	5 市物品製造等にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を及ぼしたと認めるとき。	認定をした日から 1月以上6月以内
	6 一般物品製造等にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を及ぼした場合において、当該事故が重大であると認めるとき。	認定をした日から 1月以上3月以内
安全管理措置の不適切により生じた物品製造等の関係者の事故	7 市物品製造等にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、物品製造等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認めるとき。	認定をした日から 2週間以上4月以内
	8 一般物品製造等にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、物品製造等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	認定をした日から 2週間以上2月以内

別表第2（第2条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

区分	措置要件	期間
贈賄	<p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」とする。）</p> <p>ロ 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>2月以上6月以内</p>
	<p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が静岡県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>1月以上3月以内</p>

	<p>3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が静岡県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>1月以上3月以内</p> <p>1月以上2月以内</p>
独占禁止法違反行為	<p>4 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市物品製造等の契約の相手方として不相当であると認めるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>6月以上24月以内</p>
	<p>5 市物品製造等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市物品製造等の契約の相手方として不相当であると認めるとき。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>18月以上36月以内</p>
競売入札妨害又は談合	<p>6 有資格業者の役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>6月以上24月以内</p>
	<p>7 市物品製造等に関し、役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>18月以上36月以内</p>

不正又は 不誠実な 行為	8 別表第1及び前各号に規定する場合を除くほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市物品製造等の契約の相手方として不適當であると認めるとき。	認定をした日から 1月以上9月以内
	9 別表第1及び前各号に規定する場合を除くほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定により罰金刑を宣告され、市物品製造等の契約の相手方として不適當であると認めるとき。	認定をした日から 1月以上9月以内

様式第1号（第6条関係）

様式第1号(第6条関係)

年 月 日	
契約担当課長	
課長名	
事故等発生報告書	
商号又は名称	
代表者氏名	
物品製造等の名称	
発生年月日	年 月 日
発生場所	
内 容	

様式第2号 (第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

年 月 日	
契約担当課長	
課長名	
贈賄、不正行為等発生報告書	
商号又は名称	
代表者氏名	
発生年月日	年 月 日
発生場所	
内 容	

様式第3号（第6条関係）

様式第3号(第6条関係)

年 月 日	
契約担当課長	
課長名	
入札参加停止期間変更(入札参加停止解除)事由発生報告書	
<p>先に、入札参加を停止された次の者については、入札参加停止の期間を変更(入札参加停止を解除)することが適当と認められる事由が生じたので報告します。</p>	
商号又は名称	
代表者氏名	
入札参加停止期間	
1 変更(解除)することが適当と認める事由	
2 変更することが適当と認める期間	

様式第4号(第8条関係)

様式第4号(第8条関係)

第 年 月 日 号	
様 磐田市長	
入札参加停止通知書	
<p>この度、貴 様が(の) ① ことは、誠に遺憾である。 よって、磐田市物品製造等契約に係る入札参加停止等措置要綱により月間入札参加停止 を行うこととしたので通知する。 今後はかかる事態が生ずることのないよう嚴重に注意する。</p>	
入札参加停止 の期間	② 年 月 日から 年 月 日まで
入札参加停止の理由 ③	

(注)

- 1 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 2 ②には、入札参加停止の期間の始期及び終期を記載する。
- 3 ③には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

様式第5号(第8条関係)

様式第5号(第8条関係)

第 号 年 月 日					
様 磐田市長					
入札参加停止期間変更通知書					
先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の入札参加停止を行った旨を通知したところだが、この度、次のとおり当該入札参加停止の期間を変更したので、通知する。					
従前の入札参加停止の期間	年	月	日から	年	月 日まで
変更後の入札参加停止の期間	年	月	日から	年	月 日まで
変更の理由					

様式第6号（第8条関係）

様式第6号(第8条関係)

第 年 月 日
年 月 日

様

磐田市長

入札参加停止解除通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を行った
旨を通知したところだが、この度、当該入札参加停止を解除したので通知する。